

ることができる。

上記供給のための送電と必要な配電設備は、受益者負担によって賄われる。エネルギーの販売は、それぞれのコストを電気税委員会によって認められた税率に比例した価格で行われる。

§ 4 4 広く全ての自家発電者と電力開発権者に対し、一般鉱業法第 1 0 9 立法令の第 1 4 6 条第 3 項に示された租税の利益を与える。

JICA

